

浜田市まちづくり総合交付金制度
検証・検討委員会検討結果報告書（案）
（令和 7 年度）

令和 7 年 10 月

浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会

目次

1	検討の目的	2
2	検討体制	2
3	検証・検討方法	3
4	検討結果	
(1)	算定方法について	4
(2)	支出項目について	9
(3)	制度全般について	12
5	検討経過	13
6	参考資料	
(1)	浜田市まちづくり総合交付金交付要綱	14
(2)	浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会設置要綱	22

別冊

- ・まちづくり総合交付金制度に関するアンケート調査結果
(地区まちづくり推進委員会・単独自治会)

1 検討の目的

住民主体のまちづくりを支援するために平成 23 年度に創設された「浜田市まちづくり総合交付金制度」は今年度（令和 7 年度）末で制度実施後 15 年が経過する。

この間、制度の改正や中間検証を実施しながら、制度の見直しを行っており、令和 8 年度以降、第 4 期まちづくり総合交付金制度を実施するにあたり、これまで運用してきた中で寄せられた要望や課題に応えるべく、交付金制度の改正について検討を行うものである。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第1期					第2期					第3期				
	中間検証			制度改正			中間検証		制度改正			中間検証		制度改正

2 検証体制

- (1) 浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会(以下「検証・検討委員会」という。)を設置し、制度検証を行った。(設置要綱は 19 頁に掲載)

団体	職名	氏名	備考
公立大学法人島根県立大学 浜田キャンパス	准教授	佐々木 真佑	委員長
島根県西部県民センター 石見地域振興部石央地域振興課	課長	坂根 愛子	副委員長
浜田地域協議会	委員	新田 哲朗	
金城地域協議会	委員	西田 修	
旭地域協議会	委員	新森 増美	
弥栄地域協議会	会長	久谷 義美	
三隅地域協議会	委員	岡田 綾子	
浜田市まちづくりセンター合同連絡会	センター長	岡本 薫	

- (2) 事務局 浜田市地域政策部まちづくり社会教育課

3 検証・検討方法

令和 3 年度の改正点や現制度の算定項目及び支出項目等について、地区まちづくり推進委員会や単独自治会にアンケート調査を実施し、中間検証での結果も踏まえ、検証・検討委員会において、評価・検証を行い、必要な見直しを検討する。

【令和 3 年度の主な改正点】

- ・活動費に「高齢化加算」及び「年少人口加算」を追加
- ・課題解決特別事業の拡充

【検討項目】

(1) 算定方法について

- ①基礎額（均等割、世帯数割、面積割）
- ②活動費（活動基礎額、活動費加算）
- ③課題解決特別事業

(2) 支出項目について

- ・備品購入費、工事請負費、食糧費

(3) その他

- ・制度全般（まちづくり委員会の活動のあり方・事業効果の検証方法等）

【アンケート調査】

- ・対象：地区まちづくり推進委員会（42 団体）、単独自治会（58 団体）
- ・調査時期：令和 7 年 7 月 16 日～7 月 31 日

4. 検討結果

(1) 算定方法について

① 基礎額（世帯数割、面積割、均等割）

検討内容	<table border="1"> <tr> <td>(1) 均等割</td><td>@20,000 円×町内数</td></tr> <tr> <td>(2) 世帯数割</td><td>・まちづくり委員会 @1,500 円×世帯数 ・単独町内会 @1,200 円×世帯数</td></tr> <tr> <td>(3) 面積割</td><td>@100 円×面積</td></tr> </table>	(1) 均等割	@20,000 円×町内数	(2) 世帯数割	・まちづくり委員会 @1,500 円×世帯数 ・単独町内会 @1,200 円×世帯数	(3) 面積割	@100 円×面積		
(1) 均等割	@20,000 円×町内数								
(2) 世帯数割	・まちづくり委員会 @1,500 円×世帯数 ・単独町内会 @1,200 円×世帯数								
(3) 面積割	@100 円×面積								
アンケート結果	問. 地域の実情に応じた算定を行うために、算定方法を変更(単価の見直しや算定項目の追加及び削除等)する必要があるか (中間検証) n=36 <table border="1"> <tr> <td>変更する必要がある</td><td>変更する必要はない</td></tr> <tr> <td>20 団体(56%)</td><td>16 団体(44%)</td></tr> </table> (今回) n=42 <table border="1"> <tr> <td>変更する必要がある</td><td>変更する必要はない</td></tr> <tr> <td>22 団体(52%)</td><td>20 団体(48%)</td></tr> </table> [結果概要] ・算定方法の変更は、「必要」、「必要でない」で割合が概ね半数であった。 問. 増額する必要がある項目 ※上位 3 つ (中間検証) ①活動基礎額 ②高齢化加算 ③新たな算定項目 (今回) ①活動基礎額 ②高齢化加算 ③面積割、世帯割 ※③は同数 問. 増額を行うための財源として減額する項目 ※上位 3 つ (中間検証) ①面積割 ②世帯数割 ③均等割、年少人口加算 ※③は同数 (今回) ①面積割 ②均等割 ③世帯数割、年少人口加算 ※③は同数 [結果概要] ・中間検証時と同様、活動費の「活動基礎額」、「高齢化加算」の増額の希望が多く、増額するための財源としては基礎額の「均等割」、「面積割」の減額が多かった。	変更する必要がある	変更する必要はない	20 団体(56%)	16 団体(44%)	変更する必要がある	変更する必要はない	22 団体(52%)	20 団体(48%)
変更する必要がある	変更する必要はない								
20 団体(56%)	16 団体(44%)								
変更する必要がある	変更する必要はない								
22 団体(52%)	20 団体(48%)								
主な意見	・現状の基準で概ね妥当と考える。 ・今の基準はおおむね妥当である。								
検討結果	・現状の基礎額（世帯数割、面積割、均等割）が妥当であり、現状維持とする。								

②活動費（活動基礎額、活動費加算）

検討内容

(1) 活動基礎額

交付金の額	団体区分（エリア）	算定方法
2,000,000 円	まちづくりセンター区	1,500 世帯以上
	小学校区	
	単一の町	
	複数の町	
1,000,000 円	まちづくりセンター区	※1 まちづくりセンター区につき
	小学校区	1,000 世帯以上 1,500 世帯未満
	単一の町	
	複数の町	500 世帯以上 1,500 世帯未満
750,000 円	単一の町	750 世帯以上 1,000 世帯未満
	複数の町	400 世帯以上 500 世帯未満
500,000 円	単一の町	500 世帯以上 750 世帯未満
	複数の町	300 世帯以上 400 世帯未満
300,000 円	単一の町	おおむね 150 世帯以上 500 世帯未満
	複数の町	おおむね 100 世帯以上 300 世帯未満

[令和 3 年度改正の概要] 加算の新設

(2) 高齢化加算 活動基礎額×市平均を超えた割合

(3) 年少人口加算 活動基礎額×10%

アンケート結果

問. 高齢化加算の新設(活動費が増えた)ことで、事業や活動が充実した等の変化があったか

(中間検証) n = 23

変化があった	変化がなかった	わからない	未回答
7 団体(31%)	11 団体(48%)	4 団体(17%)	1 団体(4%)

(今回) n = 29

変化があった	変化がなかった	わからない	未回答
14 団体(48%)	10 団体(35%)	4 団体(14%)	1 団体(3%)

[結果概要]

・ 高齢化加算を新設したことで事業や活動が充実した等の変化については、「変化があった」とする団体が増加し、変化があった団体では、新たな事業の実施や、従来の事業が拡充されている。

問. 今後も高齢化加算が必要だと思うか

(中間検証) n = 36

必要だと思う	必要だと思わない	わからない	未回答
24 団体(67%)	5 団体(14%)	5 団体(14%)	2 団体(5%)

(今回) n = 42

必要だと思う	必要だと思わない	わからない	未回答
27 団体(64%)	2 団体(5%)	7 団体(17%)	0 団体(0%)

[結果概要]

・ 高齢加算の今後の必要性は、「必要」とする回答が増加した。

アンケート 結果	<u>問. 年少人口加算の新設(活動費が増えた)ことで、事業や活動が充実した等の変化があったか</u> (中間検証) n = 9 <table><tr><td>変化があった</td><td>変化がなかった</td><td>わからない</td></tr><tr><td>4 団体 (45%)</td><td>4 団体 (44%)</td><td>1 団体 (11%)</td></tr></table> (今回) n = 14 <table><tr><td>変化があった</td><td>変化がなかった</td><td>わからない</td></tr><tr><td>5 団体 (36%)</td><td>4 団体 (28%)</td><td>5 団体 (36%)</td></tr></table> 〔結果概要〕 ・年少人口加算を新設したことで事業や活動が充実した等の変化については、変化があったかどうか「わからない」とする回答が増加した。変化があった団体では、新たな事業の実施や、従来の事業が拡充されている。	変化があった	変化がなかった	わからない	4 団体 (45%)	4 団体 (44%)	1 団体 (11%)	変化があった	変化がなかった	わからない	5 団体 (36%)	4 団体 (28%)	5 団体 (36%)			
	変化があった	変化がなかった	わからない													
	4 団体 (45%)	4 団体 (44%)	1 団体 (11%)													
	変化があった	変化がなかった	わからない													
	5 団体 (36%)	4 団体 (28%)	5 団体 (36%)													
<u>問. 今後も年少人口加算が必要だと思うか</u> (中間検証) n = 36 <table><tr><td>必要だと思う</td><td>必要だと思わない</td><td>わからない</td><td>未回答</td></tr><tr><td>14 団体 (39%)</td><td>3 団体 (8%)</td><td>4 団体 (11%)</td><td>14 団体 (39%)</td></tr></table> その他(以前から活動に変化はないため必要性を感じない) 1 団体 (今回) n = 42 <table><tr><td>必要だと思う</td><td>必要だと思わない</td><td>わからない</td><td>未回答</td></tr><tr><td>11 団体 (26%)</td><td>3 団体 (7%)</td><td>5 団体 (12%)</td><td>20 団体 (48%)</td></tr></table> その他 (年少人口の絶対数が少ない) 3 団体 〔結果概要〕 ・年少人口加算の今後の必要性は、「必要」とする回答が減少した。	必要だと思う	必要だと思わない	わからない	未回答	14 団体 (39%)	3 団体 (8%)	4 団体 (11%)	14 団体 (39%)	必要だと思う	必要だと思わない	わからない	未回答	11 団体 (26%)	3 団体 (7%)	5 団体 (12%)	20 団体 (48%)
必要だと思う	必要だと思わない	わからない	未回答													
14 団体 (39%)	3 団体 (8%)	4 団体 (11%)	14 団体 (39%)													
必要だと思う	必要だと思わない	わからない	未回答													
11 団体 (26%)	3 団体 (7%)	5 団体 (12%)	20 団体 (48%)													
主な意見	・現状維持で良いと考えるが、高齢化により人力でできないところを交付金で補う部分が多々あると感じる。 ・高齢化加算、年少人口加算について、現状を踏まえ、当初の制度設計を再度確認したい。															
検討結果	・高齢化加算や年少人口加算により、各団体の活動に一定の好影響を与えていることから、現状維持が適当である。 ・世帯数が減少する地域において、高齢化加算で活動を補えている部分もあり、今後も必要と考える。															

③ 課題解決特別事業

検討内容	[令和3年度改正の概要] 交付下限額及び上限額の引き上げ				
	事業内容		下限額	上限額	
	ア	地域の課題解決に向けて取り組む事業	10万円 ↓ <u>20万円</u>	50万円	
	イ	中長期的（複数年度）にわたって地域課題の解決に取り組む事業		100万円	
	ウ	他団体へのモデルとなるような、先進的な事業			
エ	複数の地区まちづくり推進委員会が連携して広域的な地域課題を解決するために取り組む活動		100万円 ↓ <u>200万円</u>		
アンケート結果	問. 課題解決特別事業の活用を予定していない理由 (中間検証)				
	基礎額、活動費の範囲内で賄えるため		5団体(33%)		
	積立金や繰越金を活用し実施するため		2団体(13%)		
	事業を実施する体制ができていないため		3団体(20%)		
	事業の企画ができないため		3団体(20%)		
	その他（課題がない）		2団体(13%)		
	(今回)				
	基礎額、活動費の範囲内で賄えるため		9団体(28%)		
	積立金や繰越金を活用し実施するため		1団体(3%)		
	事業を実施する体制ができていないため		8団体(25%)		
	事業の企画ができないため		9団体(28%)		
	その他（課題がない、負担が増える）		5団体(16%)		
	[結果概要]				
	・課題解決特別事業の活用実績や活用予定等は、変化が見られなかった。ただ、活用を予定していない理由で「事業を実施する体制ができていない」や、「事業の企画ができない」など担い手不足等で取り組むことができないと考えられる団体が増加した。				
	主な意見	・事業計画を立てる上で、あらかじめ要望を取りまとめるなど、事前に聴取が必要と考える。			
		・課題解決特別事業を活用後の取組についてしっかり考えるべき。			
・現状の制度を効果的に進めていくために、大学生や高校生など若い人とつながる仕組みを考えるべきではないか。					

検討結果	・地域が抱える課題や解決すべき事案に対応できるよう、事前に課題解決特別事業への申請予定を把握するなど、予算確保に努めることが必要と考える。 ・課題解決特別事業の事業期間が終了した後の自主財源（交付金含む）を活用した事業展開までを事業計画の策定時からしっかり検討することが望ましい。 ・現在の制度を効果的に活用するために、事業が実施できる体制となるよう大学生等とつながる仕組みづくりの検討を行うことが必要である。
-------------	---

(2) 支出項目について

検討内容	対象経費の上限額の設定 (1) 備品購入費：単価が 20 万円未満（税込み） (2) 工事請負費：60 万円未満（税込み） (3) 食糧費：参加者 1 人あたり 1,000 円（税込み）																		
アンケート 結果	<u>問. 上限額を見直す必要があるか</u> (中間検証) 上段：地区まちづくり推進委員会 (n = 36) 下段：単独自治会 (n = 66)																		
	<table><tr><th>項目</th><th>見直す必要がある</th><th>見直す必要はない</th></tr><tr><td rowspan="2">備品購入費</td><td>14 団体 (39%)</td><td>20 団体 (56%)</td></tr><tr><td>6 団体 (9%)</td><td>53 団体 (80%)</td></tr><tr><td rowspan="2">工事請負費</td><td>14 団体 (39%)</td><td>21 団体 (58%)</td></tr><tr><td>10 団体 (15%)</td><td>47 団体 (71%)</td></tr><tr><td rowspan="2">食糧費</td><td>17 団体 (47%)</td><td>17 団体 (47%)</td></tr><tr><td>20 団体 (30%)</td><td>41 団体 (62%)</td></tr></table>	項目	見直す必要がある	見直す必要はない	備品購入費	14 団体 (39%)	20 団体 (56%)	6 団体 (9%)	53 団体 (80%)	工事請負費	14 団体 (39%)	21 団体 (58%)	10 団体 (15%)	47 団体 (71%)	食糧費	17 団体 (47%)	17 団体 (47%)	20 団体 (30%)	41 団体 (62%)
	項目	見直す必要がある	見直す必要はない																
	備品購入費	14 団体 (39%)	20 団体 (56%)																
6 団体 (9%)		53 団体 (80%)																	
工事請負費	14 団体 (39%)	21 団体 (58%)																	
	10 団体 (15%)	47 団体 (71%)																	
食糧費	17 団体 (47%)	17 団体 (47%)																	
	20 団体 (30%)	41 団体 (62%)																	
(今 回) 上段：地区まちづくり推進委員会 (n = 42) 下段：単独自治会 (n = 48)																			
	<table><tr><th>項目</th><th>見直す必要がある</th><th>見直す必要はない</th></tr><tr><td rowspan="2">備品購入費</td><td>9 団体 (22%)</td><td>27 団体 (64%)</td></tr><tr><td>1 団体 (2%)</td><td>44 団体 (92%)</td></tr><tr><td rowspan="2">工事請負費</td><td>8 団体 (19%)</td><td>27 団体 (64%)</td></tr><tr><td>1 団体 (2%)</td><td>41 団体 (85%)</td></tr><tr><td rowspan="2">食糧費</td><td>28 団体 (67%)</td><td>12 団体 (28%)</td></tr><tr><td>19 団体 (40%)</td><td>28 団体 (58%)</td></tr></table>	項目	見直す必要がある	見直す必要はない	備品購入費	9 団体 (22%)	27 団体 (64%)	1 団体 (2%)	44 団体 (92%)	工事請負費	8 団体 (19%)	27 団体 (64%)	1 団体 (2%)	41 団体 (85%)	食糧費	28 団体 (67%)	12 団体 (28%)	19 団体 (40%)	28 団体 (58%)
項目	見直す必要がある	見直す必要はない																	
備品購入費	9 団体 (22%)	27 団体 (64%)																	
	1 団体 (2%)	44 団体 (92%)																	
工事請負費	8 団体 (19%)	27 団体 (64%)																	
	1 団体 (2%)	41 団体 (85%)																	
食糧費	28 団体 (67%)	12 団体 (28%)																	
	19 団体 (40%)	28 団体 (58%)																	

問. 見直す必要がある場合の希望上限額

(今回)

備品購入費	300,000 円	3 団体 (30%)
	350,000 円	2 団体 (20%)
	300,000～500,000 円	1 団体 (10%)
	500,000 円	2 団体 (20%)
	600,000 円	1 団体 (10%)
	1,000,000 円	1 団体 (10%)

工事請負費	1,000,000 円	5 団体 (63%)
	1,500,000 円	1 団体 (12%)
	2,000,000 円	2 団体 (25%)

食糧費	1,100 円	2 団体 (4%)
	1,200 円	3 団体 (7%)
	1,300 円	3 団体 (7%)
	1,300 円～1,500 円	1 団体 (2%)
	1,500 円	19 団体 (42%)
	1,800 円	1 団体 (2%)
	1,500 円～2,000 円	2 団体 (4%)
	2,000 円	12 団体 (26%)
	3,000 円	1 団体 (2%)
	5,000 円	1 団体 (2%)
	1 日につき 1,000 円	1 団体 (2%)

〔結果概要〕

- ・備品購入費と工事請負費は、「見直す必要はない」との回答が地区まちづくり推進委員会、単独自治会ともに増加した。
- ・備品購入費と工事請負費で、「見直す必要がある」と回答する団体は、整備したいと考えるものが具体的にあるが、上限額を超えている。
- ・食糧費は、物価高騰を理由として「見直す必要がある」との回答が地区まちづくり推進委員会、単独自治会ともに増加した。希望上限額は、地区まちづくり推進委員会が 1,500 円、単独自治会が 2,000 円とする回答がそれぞれ 5 割を占めた。

主な意見		〔備品購入費・工事請負費〕 ・ 現行の額が妥当であると考える。 ・ 課題解決特別事業はソフト事業を対象としているが、備品購入やハード事業を実施する場合は、それを活用した活動内容を明確にすることが選考基準とされており、交付額に上限額がある。この事業で実施する場合のみ、限度額を見直すことができないか。 〔食糧費〕 ・ 受益者負担の観点から現状維持が適当である。 ・ アンケート結果を尊重し、物価高騰の情勢を考慮すべきと考える。
検討結果	備品購入費	・ 備品購入費及び工事請負費の限度額については、通常交付分は現状維持が適当である。
	工事請負費	・ 課題解決特別事業で実施する事業については、備品購入費及び工事請負費の費目ごとの限度額を設けないことが望ましい。 ・ 通常の交付金で対応できない単発事業については、課題解決特別事業を活用することが望ましい。
	食糧費	・ 物価高騰に鑑み、限度額を 1,500 円程度に引き上げることが望ましい。

(3) 制度全般について（附帯意見）

今回の制度検証を通して集約した意見を踏まえ、制度の運用に係る事項や活用するにあたり特に留意すべき事項について次のとおり整理する。

ア まちづくり総合交付金制度、活用のあり方について

(ア) まちづくり総合交付金は、地区まちづくり推進委員会や単独自治会の貴重な財源として活用されており、今後も地域の課題解決や活性化を促し、住民主体のまちづくりを推進していく制度として継続すべきと考える。

(イ) 地域の課題解決や特色を活かしたまちづくりを推進していくための活動財源として交付されており、地域が自ら交付金の使途を決定し、主体性を持って活用していくためにも、市は交付金の趣旨及び目的を地域に対して継続的に説明するとともに、交付金が活用しやすいものになるよう、様式の改善や統一を図る必要がある。

(ウ) 交付金の原資は税金であることから、事業の効果が求められるものであり、その活用により住民主体のまちづくり活動がどのように展開されたかを、住民アンケート等により検証することが必要と考える。

また、まちづくり活動の効果については、すぐ表れるものではなく見えにくいものではあるが、強化すべき項目を見定め、実態に応じた支援を総合的に行う必要がある。

イ 地区まちづくり推進委員会による活動の推進について

地区まちづくり推進委員会は、浜田市協働のまちづくり推進条例において、地区の個性を活かしたまちづくりを進める重要な役割を担う組織として位置付けられ、地区共通の施策や課題に取り組むこととなっている。人口減少・少子高齢化が進む中、継続事業の見直しや新たな地域課題の解決に向けた取組が全市的に進むよう、活動事例の紹介や実績報告書の閲覧を可能にするなど、他のまちづくり団体の活動状況が分かるような情報提供・共有の仕組みや機会を用意する必要がある。

ウ 交付金制度の検証について

今回は、令和３年度から令和７年度までの５年間を事業期間として実施する第３期事業の制度検証を行った。令和３年度からは公民館がまちづくりセンターに移行され、まちづくり機能の拡充が図られたが、活動状況や地域コミュニティとの連携体制などを分析・検証し、社会情勢の変動や交付団体の枠組みの変化に注視しながら、変わりゆく地域課題に対応できるよう制度の改正を検討していく必要がある。

5 検討経過

時期	会議・アンケート	内容
令和7年 6月6日	第1回検証・検討委員会	(1) 正副委員長の選任について (2) まちづくり総合交付金について (3) 意見交換
7月16日 ～ 7月31日	アンケート調査実施	対象：地区まちづくり推進委員会(42団体) 単独自治会(58団体)
8月13日	第2回検証・検討委員会	(1) 検討の方向性について (2) 算定方法について
9月30日	第3回検証・検討委員会	(1) 支出項目について (2) 制度全般について
10月31日	第4回検証・検討委員会	制度検証・検討結果報告書(案)について

6 参考資料

○浜田市まちづくり総合交付金交付要綱

平成23年 3 月31日 告示第40号

改正

平成24年 3 月30日 告示第40号
平成25年 3 月29日 告示第39号
平成28年 3 月23日 告示第24号
平成29年 3 月29日 告示第45号
平成31年 3 月29日 告示第55号
令和 2 年 4 月23日 告示第97号
令和 3 年 2 月26日 告示第30号
令和 4 年 3 月31日 告示第62号
令和 5 年 3 月20日 告示第25号
令和 6 年 3 月29日 告示第45号

浜田市まちづくり総合交付金交付要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、地区まちづくり推進委員会及び町内会等に対し、浜田市まちづくり総合交付金（以下「総合交付金」という。）を交付することにより、住民主体によるまちづくり活動を支援するとともに、その気運の醸成を図り、もって活力ある地域コミュニティの形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区まちづくり推進委員会 浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱（平成23年浜田市告示第39号。以下「認定要綱」という。）第 6 条の規定により認定を受けた団体をいう。
- (2) 町 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の町をいう。
- (3) 町内会等 市内において、町内会若しくは自治会として町の区域又は一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成される団体（第 1 号に規定する団体を除く。）をいう。

(交付対象者)

第 3 条 総合交付金の交付の対象となる団体（以下「交付対象者」という。）は、地区まちづくり推進委員会及び町内会等のうち、継続的に次の各号のいずれかに掲げる活動を行うものとする。

- (1) 総会又は役員会の開催等組織の運営に関すること。
- (2) 地域の環境及び景観の保全に関すること。
- (3) 地域の防犯及び防災に関すること。
- (4) 青少年の健全育成に関すること。
- (5) 健康福祉の向上に関すること。
- (6) 地域文化の継承及び創出に関すること。
- (7) 地域コミュニティの維持及び形成に関すること。

- (8) 生活基盤の確保に関すること。
- (9) 地域資源の活用に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると認められること。

(総合交付金の区分及び額)

第4条 総合交付金の区分及び額は、別表に定めるとおりとし、その総額は予算の範囲内とする。

(総合交付金の使途の制限)

第5条 総合交付金は、次の各号に掲げる総合交付金の区分に応じ、当該各号に定める活動に要する経費に充てるものとする。この場合において、交付対象者は、均等割、世帯数割及び面積割に係る総合交付金に限り、交付対象者を構成する団体に交付し、当該団体が主体となり行う活動に要する経費に充てることができる。

- (1) 均等割、世帯数割、面積割及び活動費 第3条に掲げる活動
- (2) 課題解決特別事業費 認定要綱第9条第1項に規定する地区まちづくり計画に基づく次に掲げる活動（その活動に要する経費が20万円以上のものに限る。）
 - ア 地域課題を解決するために新たに取り組む活動又は既存の活動を拡充して取り組む活動
 - イ 複数年度にわたって地域課題を解決するために取り組む活動又は他団体へのモデルとなるような先進的な活動
 - ウ 複数の地区まちづくり推進委員会又は複数のまちづくりセンターが連携して地域課題を解決するために取り組む活動であって、他団体へのモデルとなるような先進的なもの
- (3) 地区まちづくり推進委員会設立促進事業費 地区まちづくり推進委員会として認定を受けるために行う調査、検討その他の活動

2 総合交付金は、次に掲げる経費に充ててはならない。

- (1) 宗教的活動に要する経費
- (2) 政治目的の活動に要する経費
- (3) 物品（原則として単価が20万円未満のものを除く。）又は酒類の購入に要する経費
- (4) 建物の整備、修繕等（原則としてその費用が60万円未満のものを除く。）に要する経費
- (5) 寄附又は協賛に要する経費
- (6) その他市長が適当でないと認める経費

(交付可能額の事前通知)

第6条 市長は、交付対象者が総合交付金の交付を受けようとする年度の前年度の3月末日までに、当該交付対象者が翌年度において交付を受けることができる総合交付金（課題解決特別事業費及び地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものを除く。以下「交付可能額」という。）の見込額を算定し、まちづくり総合交付金交付可能額通知書（様式第1号）により当該交付対象者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 総合交付金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、総

合交付金の交付を受けようとする年度の6月末日（地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものにあつては、市長が別に定める期日）までにまちづくり総合交付金交付申請書兼請求書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し、まちづくり総合交付金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、総合交付金の全部又は一部を交付するものとする。
(変更交付申請等)

第9条 総合交付金の交付決定を受けた団体（以下「交付事業者」という。）は、その交付決定のあつた額（以下「交付決定額」という。）を変更しようとするときは、まちづくり総合交付金変更交付申請書（様式第4号）に第7条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、まちづくり総合交付金変更交付決定（却下）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。
(団体の新設等)

第10条 年度の途中において、地区まちづくり推進委員会を新たに設置し、又は解散した場合における総合交付金の額等必要な事項は、市長が別に定める。
(繰越し等)

第11条 交付事業者は、総合交付金の交付を受けた年度（以下「事業年度」という。）の決算において余剰金が生じたときは、当該余剰金（課題解決特別事業費及び地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものを除く。）を事業年度の翌年度に限り繰り越してこれを使用することができる。

- 2 前項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越してこれを使用しようとする交付事業者は、事業年度の3月末日までにまちづくり総合交付金繰越協議書（様式第6号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による協議があつたときは、その内容を審査し、繰越しの可否を決定し、まちづくり総合交付金繰越承認（不承認）通知書（様式第7号）により当該繰り越して使用することができる余剰金（以下「繰越金」という。）の額を通知するものとする。
- 4 市長は、交付事業者が第1項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越したときは、同年度における交付決定額から、次の各号に掲げる団体の区分に応じ当該各号に定める額を控除し、これを交付するものとする。
 - (1) 地区まちづくり推進委員会のうち、繰越金相当額が当該事業年度における交付可能額の5分の1の額を超えるもの 当該繰越金相当額から当該5分の1の額を控除した額
 - (2) 町内会等 当該繰越金相当額

(積立て)

第12条 地区まちづくり推進委員会は、総合交付金を事業年度の翌年度以降において行う活動に要する経費に充てようとするときは、当該総合交付金を積み立てることができる。

2 前項の規定により総合交付金を積み立てようとする地区まちづくり推進委員会は、事業年度の3月末日までにまちづくり総合交付金積立計画協議書(様式第8号)を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による協議があったときは、その内容を審査し、積立ての可否を決定し、まちづくり総合交付金積立承認(不承認)通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(実績報告)

第13条 交付事業者は、事業年度の翌年度の4月末日までにまちづくり総合交付金実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 会計監査を受けたことが確認できる書類

(4) 総合交付金の使途を確認できる書類(交付を受けた総合交付金の一部を交付事業者の構成団体又は関係団体に交付した場合に限る。)

(5) 活動状況が確認できる写真

(6) 積立金の管理状況が確認できる書類(交付を受けた総合交付金の一部を積立金として保有している場合に限る。)

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、総合交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により総合交付金の交付を受けたとき。

(2) 総合交付金を第5条第1項各号に掲げる総合交付金の区分に応じ、当該各号に定める活動以外の活動に使用したとき。

(総合交付金の返還)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、期限を定めて、当該各号に定める部分のまちづくり総合交付金の返還を命ずるものとする。

(1) 第11条第1項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越した交付事業者が、当該翌年度の決算において繰越金に余剰金を生じさせたとき 当該繰越金の余剰金に係る部分

(2) 第12条第1項の規定により総合交付金を積み立てた交付事業者が、当該積み立てた総合交付金を充てようとした経費に係る活動を完了した場合等において、当該積み立てた総合交付金に余剰金を生じさせたとき 当該積み立てた総合交付金の余剰金に係る部分

(3) 前条の規定により総合交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消したとき 当該総合交付金の取消しに係る部分

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(令和元年度に交付を受けた総合交付金に係る実績報告の特例)

- 3 令和元年度に交付を受けた総合交付金に係る実績報告については、第13条各号列記以外の部分中「事業年度の翌年度の4月末日」とあるのは、「令和2年6月30日」と読み替えて同条の規定を適用する。

附 則 (平成24年3月30日告示第40号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る総合交付金について適用し、同日前の申請に係る総合交付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月29日告示第39号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱(第14条を除く。)の規定は、平成25年度以後の年度分の総合交付金について適用し、平成24年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月23日告示第24号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項及び附則第4項に定めるものを除き、この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱(以下「新告示」という。)の規定は、平成28年度以後の年度分の総合交付金について適用し、平成27年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。

- 3 新告示第16条の規定は、平成27年度分までの総合交付金についても、適用する。
(平成28年度の総合交付金の特例)

- 4 平成28年度に交付する総合交付金については、新告示第12条第4項第1号の規定は、適用しない。

附 則 (平成29年3月29日告示第45号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第55号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 23 日告示第 97 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 23 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 26 日告示第 30 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、同年 2 月 26 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱の規定は、令和 3 年度以後の年度分の総合交付金について適用し、令和 2 年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日告示第 62 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 20 日告示第 25 号）

この告示は、令和 5 年 3 月 20 日から施行する。

区分			総合交付金の額
1	均等割		1 町内会等につき 2 万円
2	世帯数割		総合交付金を交付する年度の 前年度の 2 月 1 日（以下「基準日」という。）における交付対象者の世帯数に次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める金額を乗じて得た額 （1） 地区まちづくり推進委員会 1,500円 （2） 町内会等 1,200円
3	面積割		基準日における交付対象者の区域の面積（ヘクタールを単位とした当該面積に小数点第 2 位未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した面積）に 1 ヘクタールにつき 100円を乗じて得た額
4	活動費	（1） 活動基礎額	ア 認定要綱第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による地区まちづくり推進委員会 イ 前号
		（ア） 単世帯数が	1 のまちづくりセンターの管轄する区域又は 1 の小学校の校区につき 100 万円（世帯数が 1,500 世帯以上のものにあつては、200 万円） 30 万円

		以外の 地区ま ちづく り推進 委員会	一の町 で構成 される 地区ま ちづく り推進 委員会	おおむね 150世帯以 上500世帯 未満	
				世帯数が 500世帯以 上750世帯 未満	50万円
				世帯数が 750世帯以 上1,000世 帯未満	75万円
				世帯数が 1,000世帯 以上1,500 世帯未満	100万円
				世帯数が 1,500世帯 以上	200万
			(イ) 複 数の町 で構成 される 地区ま ちづく り推進 委員会	世帯数が おおむね 100世帯以 上300世帯 未満	30万円
				世帯数が 300世帯以 上400世帯 未満	50万円
				世帯数が 400世帯以 上500世帯 未満	75万円
				世帯数が 500世帯以 上1,500世 帯未満	100万円
				世帯数が 1,500世帯 以上	200万
	(2) 高	地区まちづくり推進委員会のう	交付対象者が適用を受ける活		

	齢化加算	ち、その高齢化率が市の高齢化率を超えているもの	動基礎額に、交付対象者の高齢化率から市の高齢化率を差し引いて得た率を乗じて得た額
	(3) 年少人口加算	地区まちづくり推進委員会のうち、その年少人口率が市の年少人口率を超えているもの	交付対象者が適用を受ける活動基礎額に10分の1を乗じて得た額
5 課題解決特別事業費		第5条第1項第2号アに掲げる活動	50万円
		第5条第1項第2号イに掲げる活動	100万円
		第5条第1項第2号ウに掲げる活動	200万円
6 地区まちづくり推進委員会設立促進事業費		地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討している団体	5万円
		地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを決定している団体	20万円

備考

- (1) 総合交付金は、次に掲げる額の合計額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。
 - ア 地区まちづくり推進委員会 第1項から第5項までの額
 - イ 町内会等 第1項から第3項まで及び第6項の額
- (2) 「まちづくりセンター」とは、浜田市まちづくりセンター条例（令和2年浜田市条例第41号）第2条第1項のまちづくりセンターをいう。
- (3) 「小学校の校区」とは、平成22年4月1日における浜田市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成17年浜田市教育委員会規則第15号）別表第1に規定する小学校の校区をいう。
- (4) 「高齢化率」とは、基準日における総人口に占める65歳以上の人口の割合（当該割合に小数点第2位未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した割合）をいう。
- (5) 「年少人口率」とは、基準日における総人口に占める14歳以下の人口の割合（当該割合に小数点第2位未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した割合）をいう。
- (6) 「地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討している団体」及び「地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを決定している団体」とは、町内会等で組織された団体であって、当該団体において地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討し、又は決定していると市長が認めるものをいう。

浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 浜田市まちづくり総合交付金（浜田市まちづくり総合交付金交付要綱（平成23年浜田市告示第40号）に規定する総合交付金（以下「総合交付金」という。）制度の検証・検討に関し、広く関係者の意見を聴取するため、浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成等）

第2条 委員会は、15人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 関係行政機関の委員
- (3) 公共的団体の代表
- (4) その他市長が特に必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、総合交付金制度の検証・検討に要する間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（報償費及び実費弁償）

第6条 委員が委員会の会議に出席した場合は、日額6,000円の報償費及び浜田市参考人等の実費弁償に関する条例（平成28年浜田市条例第14号）第2条第2項の規定の例により費用弁償に相当する額の実費弁償を支給する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、地域政策部まちづくり社会教育課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。